

山形県告示第 376 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 13 条の 2 に規定する土地の区域を指定区域として次のとおり指定する。

令和 5 年 5 月 12 日

山形県知事 吉村 美栄子

指定区域	埋立地の区分
村山市大字大淀字小畑 572 番 25 の一部、同市大字大淀字ホラ沢 876 番 1 の一部、同市大字大淀字浦 896 番 132 の一部、896 番 148、896 番 149 の一部、896 番 150、896 番 153、896 番 154、896 番 156 の一部、896 番 157 から 896 番 159 まで、896 番 160 の一部、896 番 165 の一部、896 番 166 の一部、896 番 167 の一部、896 番 292 の一部及び 896 番 293	令第 13 条の 2 第 1 号の埋立地